

## 令和3年度 生活習慣病予防健診新規実施機関の募集について

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした、生活習慣病予防健診実施機関（選定基準を満たす機関）を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 対象

東京都内に所在する、生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査が実施できる健診機関。

#### 2 健診の内容

##### (1) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診の種類は一般健診、付加健診及び乳がん・子宮頸がん検診とし、別紙 1 「健診の基準」に沿って行う。健診対象者は全国健康保険協会の被保険者で、下記年齢に該当する者とする。

ア 一般健診 当該年度において、35 歳以上 75 歳未満の者

イ 付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40 歳又は 50 歳の者。

ウ 乳がん・子宮頸がん検診

a 乳がん・子宮頸がん検診

一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40 歳以上の偶数の年齢に達する女子。

b 子宮頸がん検診

当該年度において、20 歳以上 40 歳未満の偶数の年齢に達する女子。

##### (2) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、HCV 抗体検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体の検出（省略可）を行う。HCV 抗体検査の判定によっては HCV 核酸増幅検査を実施する。

#### 3 申請書の配布期間

令和 2 年 7 月 6 日（月）から令和 2 年 7 月 31 日（金）まで（土・日・祝日を除く）

※全国健康保険協会東京支部のホームページでは、令和 2 年 8 月 7 日（金）まで申請書様式類を掲載します。

#### 4 申請書の提出期限

令和 2 年 8 月 7 日（金）まで（必着）

## 5 申請について

「全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診新規受託申請書」及び必要書類一式を全国健康保険協会東京支部にご提出ください。

## 6 選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、協会が実施する事業に協力的で、次の(1)～(9)に掲げる基準をすべて満たしていると認められ、特定健診機関コードを取得している医療機関を選定するものとします。

### (1) 健診を実施する施設の基準

- ① 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査（以下「健診事業」という）を実施するのに必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。
- ② 生活習慣病予防健診の検査項目を実施するのに必要な医療設備施設を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、健診事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む）していること。胃部検査についてはレントゲン検査を原則とするが、受診者の希望により内視鏡検査も可能であること。そのため、胃部レントゲン及び上部消化管内視鏡の両設備を保有していること。なお、検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部については再委託ができることとし、再委託を行う場合には、これらに必要な医療設備を保有している必要はないものであること。ただし、再委託機関は健診機関自らが確保（契約等）し、協会支部に再委託の実施について申請を行い、承認を得ること。
- ③ 原則として、毎日（休診日を除く）健診が実施できる体制であること。
- ④ 健診の受付、待合室の表示が明確にされるとともに、健診部門と一般診療部門が区分（物理的に分離されている又は時間帯の調整など適切な方法により区分）され、健診に必要な更衣室を有していること。なお、健診施設の改修や改築等（老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）により、一時的にこれらの確保が困難となると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。
- ⑤ 検診車により検査を実施する場合も、前述①～③の基準を満たすこと（胃部の検査については、胃部レントゲンを有する事が必須）。また、健診実施の際は、健診の受付、待合及び更衣スペースを確保し、受診者に不便が生じないよう配慮されていること。
- ⑥ 生活習慣病予防健診を月40件以上実施可能であること。
- ⑦ 申請時点で施設が稼働していること。

### (2) 検査の精度管理

- ① 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関して X-R 管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- ② 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査

精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診等に該当する各項目に「D」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。

- ③ 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。
- ④ 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

(3) 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、レントゲンフィルム等健診記録の管理（5年間保存）体制が整っていること。

また、健診結果に基づく所定事項を収録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」（以下「健診結果データ等」という。）を作成し、協会が配布する「健診結果データ作成ツール」で内容審査を実施して、当協会の情報提供サービス（インターネット利用）を通じて報告できること。※参考資料「インターフェース仕様書」

(4) 受診者に対する健康管理、保健指導等

- ① 受診者に対する健診結果の説明、生活指導、栄養指導等に適切に対応できること。また、健診結果の説明、生活指導、栄養指導等を実施する際は、受診者のプライバシーに配慮した施設（部屋）が確保できること。
- ② 受診者に対する健診結果は、健診実施後、概ね14日以内に原則事業主を經由して通知できること。※参考資料「健診結果通知表」（任意様式でも可）
- ③ 協会との特定保健指導実施委託契約（健診当日の初回面談対応等）の締結について、前向きに取り組むものであること。

(5) 精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

(6) 個人情報の適切な取扱いについて、次の要件を満たしていること。

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守していること。また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報保護に関する規程を策定し、個人情報保護のための安全管理措置を講じていること。

(7) 健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、協会の健康保険事業は事業主及び加入者の皆様からお預かりした保険料と国民の税金で賄われることを踏まえ、社会保険に関する実績が良好であること等、総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。

例：過去1年間分の社会保険料を納期限内に納入していること。

例：医療機関の指導監督機関による行政処分を受けていないこと。

- (8) 職員等への定期的な研修を実施していること。
- (9) 健診事業の委託により、協会加入者へのサービス向上や健診受診率の向上につながると認められる機関であること。

## 7 契約金額（令和元年度・消費税率 10%時の参考値）

一般健診一人当たり 上限 18,865 円（自己負担額上限 7,169 円を含む）。

この他、付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査にも金額が定められています。※参考資料「令和 2 年度生活習慣病予防健診のご案内」

## 8 選定の流れ

- (1) 一次審査 提出書類による書面審査。
- (2) 二次審査 一次審査の結果により、別途指定する日時に実地調査を実施。  
(前記 6 選定基準 (1) から (9) に掲げる項目について確認予定)
- (3) 選定結果 書面でお知らせいたします（令和 2 年 12 月予定）  
※当支部選定結果に対して、異議を申し立てることはできません。また、選定結果いかににかかわらず、申請書類及び添付書類一式の返却はいたしませんのでご了承願います。

## 9 契約予定年月日

令和 3 年 4 月 1 日

（新規契約予定の実施機関を対象に令和 3 年 2 月頃に事務説明会を開催予定）

## 10 申請書の配布・受付及びお問い合わせ先

〒164-8540 中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7 階

全国健康保険協会東京支部 保健グループ 担当：川端・尾崎

TEL：03-6853-6599

電話相談受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）

令和 3 年度実施機関の選定につきましては、令和 2 年度の実施要綱等による基準で行いますが、新たな要綱等が示された場合、選定基準が変更されることもありますので、予めご了承願います。